

東京都 北区SDGs 推進企業認証制度

令和7年度認証企業募集のご案内



KITA CITY SDGs認証

渋沢栄一翁の「論語と算盤」をモチーフに、
北区の頭文字「K」をイメージした認証制度のロゴマーク

募集期間

令和 **7** 年 **5** 月 **12** 日 (月) ~ **9** 月 **12** 日 (金)

SDGs推進企業認証制度とは？

SDGsの理念に賛同し、推進している企業等を「東京都北区SDGs推進企業」として**認証する制度**です。北区ゆかりの偉人である**渋沢栄一翁**は、「持続可能な経済の発展は道理・道徳を伴うべき」と説いています。渋沢翁の理念・功績はSDGsに通じるとして注目されており、北区も翁の精神を受け継ぎ、新しい時代に必要とされる事業者の取組を支援します。

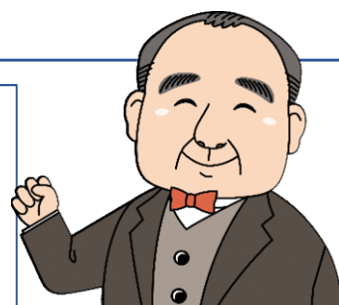
制度の詳しい情報や申請書類の様式は
北区ホームページをご覧ください

北区 SDGs認証

検索



«北区HP»



◆ 目的

SDGsの理念を尊重し、事業を通じてSDGsを達成するため、社会・環境・経済の3つの側面を含んだ取組を実践する企業等を、東京都北区SDGs推進企業として認証します。また、認証した企業のSDGsに貢献する取組をより発展できるよう、様々な支援を行います。こうした活動の促進によって区内企業等の成長・価値向上を図り、地域経済の持続可能な発展や社会課題の解決に寄与することが本制度の目的です。

◆ 認証対象

北区内に本社、支店等の事業所を有し、北区内で事業を営む**会社、個人事業主等**

※東京都北区SDGs推進企業認証制度実施要綱別表に該当する業種又は企業等は対象外です。詳細は北区ホームページをご覧ください。



«北区HP»

◆ 認証期間

3年（認証日から3年経過後、最初の3月31日まで）、**更新可**

※認証を受けた後、**SDGsの取組に関するレポートを毎年提出**していただきます。

※有効期間が満了する年度に、更新申請をすることでさらに3年の認証を受けることができます。

◆ 認証企業のメリット

- ★ 北区SDGs**認証ロゴマークを使用**することができます。
- ★ 認証企業の**企業名や取組を北区HP、区報などで広く紹介**します。
認証式での認証書の授与やSDGs取組事例集を作成するなどして、**認証企業をPR**します。
- ★ SDGs経営に関する勉強会や交流を通じて時代の潮流を捉えることができる**北区SDGsコミュニティ**に参加できます。コミュニティを通じて、企業等のSDGsの取組を深化するお手伝いをします。
- ★ 北区の制度融資(事業活性化支援資金)による低利な融資が利用できるほか、北区が発注する施工能力審査型総合評価方式の対象工事において評価項目の1つとして評価します。

◆ 申請から認証までの流れ



事前準備

認証制度への申請にあたっては、「**東京都北区SDGs推進企業認証制度 申請の手引き**」をご活用ください。SDGsや本制度の背景、特徴、申請方法等を説明しております。

STEP 1 申請要件の確認

申請要件(第3号様式第1面)に記載の**8つの項目すべてにチェック**できるか確認します。
チェックされない項目が一つでもある場合は申請できません。

STEP 2 SDGsチェックシートの作成

SDGsチェックリスト(第3号様式第2面)にチェックをします。**対象項目のうち、70%以上にチェック**されていることが認証の要件となります。

STEP 3 SDGs達成目標の作成

SDGs達成目標(第3号様式第3面)を作成します。

3つ以上の達成目標を掲げ、実施・推進していくことが認証の要件となります。

※達成目標のうち1つ以上は「**地域社会への貢献**」に関連するものを掲げてください。

※達成目標は年に1回、達成状況を事務局に報告していただきます。

報告時には、必要に応じて新しい目標を設定していただきます。

STEP 4 必要書類の提出【5月12日～9月12日】

必要書類(次のページを参照)を以下の方法によりご提出ください。

提出方法：**専用申込フォーム**

こちらのフォームから
申請してください



※北区ホームページにもリンクがあります。

結果通知・認証書の交付

事務局での受付後、審査会での審査・報告を踏まえ、認証の可否を決定します。(1月頃)

申請企業へは認証の可否を個別に通知します。また、認証企業へは認証書を交付します。(2月頃)

◆ 提出書類



- ☐ 1 申請書(第1号様式)
- ☐ 2 誓約書(第2号様式)
- ☐ 3 チェックシート兼達成目標シート(第3号様式)

- ☐ (1) 申請要件(第3号様式第1面)
- ☐ (2) SDGsチェックシート(第3号様式第2面)
- ☐ (3) SDGs達成目標(第3号様式第3面)

- ☐ 4 以下のいずれか該当するもの

(法人)登記事項証明書(現在事項全部証明書等)

(個人)開業届(税務署に提出した控えの写し)

※登記事項証明書は提出日以前3か月以内に発行されたものに限りです。

※北区内の事業所が支店登記されてない場合や「開業届(控え)」がお手元ない場合は、
直近事業年度の申告書等で区内に事業所があることが確認できる書類をご提出ください。

- ☐ 5 納税証明書

(法人)法人事業税及び法人住民税の納税証明書

(個人)個人事業税及び市区町村民税・都道府県民税の納税証明書

※納税証明書は前期分あるいは前年度分を完納していることが分かるものをご提出ください。

※北区外在住の個人の方は、市区町村民税・都道府県民税の納税証明書は居住地分
及び事業所地分が必要です。

申請書様式等は北区HP
からダウンロードできます



◆ その他

- 認証手数料は無料です。ただし、申請準備にかかる費用等は申請事業者の自己負担となります。
- 提出された申請書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- 認証期間中に認証資格を満たさなくなった、または区が不適格と判断した等の場合は、
認証を取り消す場合があります。
- 認証の取消し又はロゴマークの使用の禁止等により、認証企業が損害を受けた場合であっても、
区は、その賠償の責を負いません。

≪ 認証制度や申請に関する相談 ≫

(令和7年5月12日～9月19日)

受付時間：平日10:00～16:00

北区SDGs 推進企業認証制度コールセンター

03-5211-5519

(株式会社レックス・インターナショナル内 担当：達見)

(令和7年9月22日以降) 北区地域振興部産業振興課 03-5390-1234